



令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 25 号 千葉県災害義援金

募集のお知らせ

令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 25 号により、千葉県内において浸水等による多数の家屋被害等が発生したことを受け、千葉県共同募金会では被災者支援を目的とした義援金の募集を開始しました。

これに伴い、佐賀県共同募金会（会長：山田 裕久）においても同義援金の受付を行います。

本会および市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、**全額を千葉県共同募金会へ送金**いたします。被災された方々への温かいご支援をお願いいたします。

記

1. 義援金名称 令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 25 号 千葉県災害義援金

2. 受付期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
（期間を延長する場合があります）

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20 か所で受付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	シャカイフクシホウジン サガケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※ATM で現金にてお振込みいただく際は、「振込依頼人」欄にご自身の名前を入力後、「ご自身の名前（チバ）」で入力してください。本会では複数の義援金を受け付けており、本義援金へのご寄付であることを確認するため、「（チバ）」を付けていただきますようお願いいたします。

【入力例】 ヤマダ タロウ（チバ）

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

（裏面につづく）

○直接、千葉県共同募金会へ寄付を希望される場合
【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	(普)3495585	社会福祉法人千葉県共同募金会
京葉銀行	本店営業部	(普)3286924	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉興業銀行	本店営業部	(普)1081550	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉信用金庫	千葉駅北口支店	(普)0702826	社会福祉法人千葉県共同募金会
ゆうちょ銀行	00180-5-605777		千葉県共募令和8年8月千葉豪雨 災害義援金

※1 各銀行本・支店間の窓口から送金手数料は無料扱いになります（ATMを除く）。

※2 ゆうちょ銀行窓口からの送金手数料は無料扱いになります（ATMを除く）。窓口にて本義援金の振込である旨をお申し出ください。

※3 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5. 義援金の配分について

本会に寄せられた義援金は、全額千葉県共同募金会へ送金し、千葉県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、千葉県を經由して被災された世帯へ配分される予定です。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・千葉県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
※別添募集要綱については、千葉県共同募金会 HP から取得できます。
⇒千葉県共同募金会 HP <https://akaihane-chiba.jp/>
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と佐賀県共同募金会の HP に掲載している義援金募集案内を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。その他、ご不明な点がございましたら、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996

「令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 2 5 号 千葉県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人千葉県共同募金会

1 趣旨

令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 2 5 号により、千葉県では浸水等により多数の家屋被害等が発生し、49 市町村において災害救助法が適用されました。

これを受けて千葉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 2 5 号 千葉県災害義援金

3 受付期間

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	(普)3495585	社会福祉法人千葉県共同募金会
京葉銀行	本店営業部	(普)3286924	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉興業銀行	本店営業部	(普)1081550	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉信用金庫	千葉駅北口支店	(普)0702826	社会福祉法人千葉県共同募金会
各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00180-5-605777	千葉県共募令和 8 年 8 月千葉豪雨 災害義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。		

***振込通知書の空欄に義援金の名称をご記入ください。**

*上記以外の銀行からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング 等を利用する場合の振込手数料は有料です。

*ゆうちょ銀行の台風第 2 5 号に伴う口座は現在準備中です。近日中に開設を予定しております。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する災害義援金配分委員会を通じて、被災地の重傷者・全半壊等の被害を被った世帯に対し、見舞金として支給します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号 千葉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要な事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

8 お問い合わせ

社会福祉法人千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338

E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行する。

この要綱は、令和8年9月25日から施行する。